

滋賀県いじめ再調査委員会議事録

I 日 時 令和8年2月13日(金) 午後1時30分から午後3時まで

II 場 所 県庁北新館 5-C会議室

III 出席者 委 員：甲津委員、坂本委員、佐々木委員、長谷川委員、山名委員
事務局等：子ども若者部長、子ども若者部子どもの育ち学び支援課職員、
子ども若者部子ども若者政策・私学振興課職員、教育委員会事務局
幼小中教育課職員

IV 次第

1 開会

2 挨拶（子ども若者部長）

3 委員紹介・事務局紹介

4 議事（報告事項）

(1) 公立・私立の小学校・中学校・高等学校および特別支援学校におけるいじめの状況について

(2) 滋賀県のいじめ対策の取組について

5 閉会

V 審議経過

【1 開会】

【2 挨拶（子ども若者部長）】

※ 委員会開催に当たり子ども若者部長が挨拶を述べた。

【3 委員紹介】

※ 事務局から各委員の紹介を行った。

※ 委員紹介の後、事務局等の職員の紹介を行った。

【4 議事（報告事項）】

（長谷川委員長）

それでは議事に入ります。

本日の議事は、いずれも県からの報告事項となっております。非公開とする内容はありませんので、議事を公開するという事で委員の先生方よろしいでしょうか。

※ 異議なし（各委員）

(長谷川委員長)

ありがとうございます。それでは公開が承認されたとして進めます。

それでは次第に沿って進めてまいります。

県からの報告となっておりますが、議事1と議事2の審議が関連するため、議事1の「公立・私立の小学校・中学校・高等学校および特別支援学校におけるいじめの状況について」と議事2の「滋賀県はいじめ対策の取組について」を一括して報告をいただき、その後にこれらの質疑応答をまとめて行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

※ 異議なし（各委員）

(長谷川委員長)

ありがとうございます。

それでは、それぞれご報告をお願いします。

※ 子ども若者部子どもの育ち学び支援課および教育委員会事務局幼小中教育課から資料に基づき説明

(長谷川委員長)

ありがとうございました。

それでは、ここまでのご報告をもとに、これよりは委員の先生方の議論ということになりますのでよろしくをお願いします。

改めまして、今のご報告の内容でご意見、ご指摘、あるいは事実確認を含めていかがでしょうか。

(長谷川委員長)

では、もし私からでよろしければ、議論のスタートということで、ご報告いただきましてありがとうございます。

資料1-1の前半部分は、各項目のデータをいろいろお示しいただいています。

いじめの認知件数が増加というのは、全国的にそういう傾向がある中で、ご報告にもあったように実態が本当に増えているのか、あるいは早期発見という意味である意味ポジティブに捉えられるのかというのは、実はなかなか把握しづらい部分もあります。いずれにしても積極的にいじめ対応をしているということの中で、一方で、最近 SNS の事例で、特に動画の拡散というのが非常に多く、ここ半年ぐらいでかなり報道もされていますが、それについてもかなり対応されています。

ただ、3ページの報告にもあったとおり、やはりパソコン、携帯、いわゆる SNS を使った誹謗中傷が多くなっているという点で、どのように捉えているのかということと、暴力行為が少し多くなっているというようなこともありますが、この関係で何か追加や補足など、可能な範囲で状況をご説明いただけたらいいと思います。

(教育委員会事務局幼小中教育課)

ありがとうございます。

3 ページのパソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされるといったいじめは、年々増加をしている傾向にあります。ただ、これはしっかりと把握をした件数として上がっていますので、このこと自体は非常にいいことではないかと思っています。

そもそも、この SNS のいじめになると、学校が把握できないということが大きな問題点だと考えておられて、把握した数が増えているということはいいことですが、今も言いましたように、実際はさらにこちらが把握できていない事案もあるのではないかと、あるいは、嫌な思いをしても、訴えられていない子どももいるのではないかとということで、まずは、しっかり子どもの声を拾えるような環境を整備していかなければならないということに取り組んでいます。

一つ例を紹介させていただきますと、今子どもたちは学校で学習の際に 1 人 1 台端末として、タブレットを持っています。それを使って、子どもたちの声を拾っています。心の健康観察という自殺予防も兼ねた取組でもあり、学校によっても実施の規模は異なりますが、定期的に「気分はどうですか」、「何か相談したいことはありますか」などを聞きます。「相談したいことがある」と答えた子どもは、どの先生に相談したいか、例えば、担任の先生には相談しにくいことでも他の先生だったら相談できるかもしれないということで、取り組んでいるところです。

報道等でも話題になっております暴力行為の動画の拡散について、現在、県立の学校では生徒間でトラブルが生じた際に、やり取りの証拠として周りの生徒が動画に記録するという事案はありましたが、実際に暴力行為やいじめ等の動画の投稿や拡散といったところについては、把握していません。この事案を受けて文部科学省も通知を出しまして、2 月の前半に各学校へ県からも通知を出しましたが、そういった事案があれば、今後は文部科学省に報告をするシステムとなったため、事案があれば、学校から報告がある形に変わっています。

(長谷川委員長)

ありがとうございます。

それでは、今の質疑も含めて、あるいは別の点からでも結構ですけれども、ぜひご指摘をいただければと思います。

(佐々木委員)

一連のご説明をいただいて、いくつか質問をしたいと思います。早期発見についてお尋ねします。

16 ページにいじめのアンケートがあるのですが、数年前からこのアンケートの成果がどれくらいあるのかというのは、いろんな自治体でも議論になっているところかと思っています。いじめ被害を感じている子どもが、正直にアンケートに記入するかどうかということも度々聞くことがあります。まず、いじめのアンケートの効果は、現状どれくらいあるのでしょうか。

もう一つ、いじめアンケートの管理をどのようにされているのでしょうか。このいじめ

のアンケート調査を年間3回の実施だとすると、調査用紙をどういうふうにして保管するのかというところも、やはり物理的な問題として、何かがあった時に、根拠として示すものだと思いますが、（保存を）どのようにされているのかと思います。

（教育委員会事務局幼小中教育課）

ありがとうございます。

まず、アンケートの効果ですが、実は滋賀県ではいじめ発見のきっかけが全国とは違う傾向にありまして、アンケートでいじめが発見できたというのが全体の5.9%です。全国では48%で、圧倒的に滋賀県は少ないです。では何が多いかというと、本人から先生へ申し出たというのが、滋賀県は37.5%ありまして、全国は19.6%ということで、ここが圧倒的に全国との傾向と違うところになります。なぜかは分かりませんが、先生に直接訴えやすい雰囲気そういったものが、ずっと小学校から中学校高校という形で引き継がれている部分があるのではないかと考えています。

ただ、逆に言うと、先ほども言いましたように、なかなか先生に言いづらい子どもにとって、アンケートは訴えるツールとしては大事なものになりますので、そういった声が拾っていないのではないかとということで、アンケートの聞き方であるとか実施の仕方であるとかの工夫など、検討が必要だと考えています。

アンケートを実施するときの手段ですが、しっかり調べたわけではないのですが、先ほども紹介しましたように、最近やはりデジタル端末を使ってのアンケートが増えてきていると感覚的には思っています。ただ、やはり紙は紙の良さがあるということで、両方を使ってやっておられる学校が多いのではないかとという印象です。

保存の仕方ですが、基本的にはこれも県でこうしてくださいというような方法までは伝えていません。5年保存はしてくださいと伝えているのですが、聞いていますのは、一つは全てをPDF化して、そのままデータとして保存をしているという学校もありますし、そのまま紙で保存しているという学校もあります。

（佐々木委員）

ありがとうございました。

県内の児童生徒数が減少しているところもあるかもしれないけれども、増えているところもあるかもしれないということを考えると、例えば600人規模だと、年に3回とすると1年間だけで1,800枚を5年保管するとなるとかなりの量になるので、学校は物理的にどのように問題解決しているのかと思いましたので、学校の側に立ち、保管についても県でサポートしていただけると、学校の方も喜ぶのではないかと思いました。

一つ嬉しかったのが、滋賀県は生徒が学校の先生に自ら言うという関係性があるのではないかというご発言は、非常に嬉しいご発言だと思いましたので、さらに子どもと先生の心理的な距離感が近くて、発達支持的生徒指導の観点で言うと、安心安全というところがまずあっての発達支持的生徒指導だと思うので、そこが37.5%から本当に100%に近い形になってくると、子どもたちも安心して学校に通えるのかなと思いました。

(甲津委員)

今の佐々木先生の質問に関連してですが、いじめ発見のきっかけになったものとして、滋賀県では、本人から先生に直接相談ということですが、具体的にはどういう場面でいじめの訴えがなされているのかということと、もう一つは、先生も本人から 37.5%も相談されているのであれば、そのままアンケートにもいじめがありますというようなことが記載されてもいいと思うのですが、このあたりの関係はどうなっているのかご説明いただければと思います。

(教育委員会事務局幼小中教育課)

後半のアンケートの件についてですが、基本的に「先生に伝えられていないようないじめがありますか」というような聞き方になっているので、重複はされていないと考えています。どういった状況でいじめの訴えがされているのかについては、様々だと思いますが、先生に「少し話を聞いて」と言ってくる時もあるれば、先生の方から心配だと思いき声をかけたときに、実はと言ってくれるところもあるれば、いろいろだと思います。具体的にどういった場面での訴えが多かったかというところまでは調査等できていませんので、把握できていません。

(甲津委員)

本人から直接先生に相談された方が 37.5%とすると、直接は先生に話せなかったという生徒さんもおられるわけで、直接先生に相談できなかったという理由は、生徒さんはどういうふうに述べておられますか。

(教育委員会事務局幼小中教育課)

その部分も調査等はできていませんので、はっきり分かりません。

(甲津委員)

ありがとうございます。

(坂本委員)

いじめが重大事態として捉えられた後、その発生件数が令和6年で17件ですけれども、この17件がその後どのように処理されたのかというところで、第三者委員会が入って、それに納得されて解決したのかなど、その後の成り行きがあると思うのですが、そのあたりについて、もし事情を知っておられたら教えていただきたいと思いました。

(教育委員会事務局幼小中教育課)

17件のうち、学校が主体で調査したものが16件、設置者主体いわゆる第三者委員会で調査をしたものが1件となっています。その後どうなったかまでは私の方では把握ができていないところもあります。

(子どもの育ち学び支援課)

子どもの育ち学び支援課でございます。

当課がこの再調査委員会の事務局を扱っておりますので、県所管の部分で、県立学校そして私立の学校であった場合に、最終的な調査報告が出てくるということで、その後で再調査が必要かどうかについては、全件こちらの事務局で検討しています。

ガイドラインの中で、調査報告書が取りまとめられた後、新たな事実がないのか、調査漏れがないのか、委員会組織について公平性・中立性が担保されているのかどうか、そこでの保護者からのご意見がないのかといった観点から報告書の内容を確認して、再調査の要否判断をしています。判断の過程においては、別途弁護士さんの助言をいただきながら判断し、その結果を設置者の方にフィードバックしています。

結果として、今この委員会が動いていないとおりに、再調査が必要だと判断したものはなかったという状況です。

(山名委員)

先ほどの甲津先生からの質問で、どういった状況で生徒から先生に話をするのかということで、私はスクールカウンセラーで小中高に行っておりまして、特に高校生はスクールカウンセラーとの面談の際、そういうアンケートで気になるいじめのことで○をしてくるのですけれど、その前にもう先生には話しているという経過があります。

割と高校生になると、小中と異なり、単位を取らないと進級できないという深刻な背景があるので、欠席が続いている、あるいは元気がない、少し成績が落ちている生徒には、先生が最近どうか、何かあったのかというような声かけをされているというのが、スクールカウンセラーとして現場で話をしていると、先生方からも少し声をかけたというようなことを聞くので、一つはやはり高校生に関しては、進級に関わるところでの成績が落ちている、欠席が続いている、授業をよくさぼっているみたいなことが、生徒側からのシグナルとして SOS として出ていることに先生たちが気づいて声をかけているので、生徒から先生に言うよりも、先生から声をかけて、最近実はというような経緯になっているのが割とあるのではないかと思います。

(長谷川委員長)

専門家のご意見ありがとうございます。もし事務局の方で何か今のような現場感みたいなところで補足等がありましたらお願いします。

(教育委員会事務局幼小中教育課)

実は私も高校の教員でして、現場を離れて5年になりますが、10年前や20年前に比べると先生方はかなり子どもたちとの面談の時間をとって、丁寧に対応されているという印象です。高校のいじめの認知件数は、去年より減っているので、まだ本当はもう少しあるのではないかとこのところも感覚として持っております。

(佐々木委員)

私もスクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーの立場で20年ぐらい様々な自治

体の学校に関わらせていただきましたが、いじめの重大事態にも関わらせていただいた経過の中で、やはり悩ましいのは、被害にあった児童生徒へいろんな支援が入って、何らかの形で学校に復活する状況があると、その子の人生に向かって関係者たちは頑張れという感じになるのですが、一方で、被害側の児童生徒の心理的なケアが、長きにわたって必要な状況になっているということが非常に多いという感じがしています。

もしかすると、いじめの再発がないと認められる状況になった、または調査等が終わってからでもどれぐらい長きにわたって、被害を受けた子どもが苦しむのかについて、なかなか見えない状況があるのかなと思っており、もしかすると坂本先生はそういうことも含めてご質問されたのかと思ったりしたのですが。

(坂本委員)

おっしゃっていることはその通りで、臨床の場にいると最後の受け皿みたいになっており、そういう中で佐々木先生に言っていただいたことが沢山ありますので、そこまで知りたいと思うのですが、なかなかこういう場でそれを把握しているのは難しいのではないかなという気持ちもありました。

(佐々木委員)

多分限界があると思いますが、例えば、小学生の子どもの場合にはまだ義務教育の中にいるので、何らかの把握と援助ということも続けることができるかもしれませんが、中学生高校生で中学校の場合、卒業の15歳の3月31日を迎えてしまうと、学籍がなくなりなかなかその後どうですかということも難しい。

高校生の場合には、卒業もそうですけれども、退学や進路変更があった場合も、なかなかその後のその生徒についてケアをと思っても難しい状況があるのではと思っていますのですが、現状、県教委として何らかの工夫や働きかけ等をされているのであれば教えていただきたいと思います。

(教育委員会事務局幼小中教育課)

滋賀県では、「児童生徒の健全育成のための県と市町の連携協定」というのがありまして、いじめでという生徒もそうですけれども、ひきこもり、不登校、転学という生徒を市町との連携で、ケアしていこう支援していこうという制度をうまく使って、子どもたちを支えていこうという形で進めております。

(佐々木委員)

私の今の質問でいう心理的なケアが必要だと思われた生徒についても、その後もずっと把握ができていると理解しているのでしょうか。

(教育委員会事務局幼小中教育課)

はい。学校の方で支援が必要だということがあれば、当然本人の同意が必要になるのですが、そのもとで市町の方に、今この子がこういった状況にありますという情報をお伝えして、そちらの方で引き続き支援をお願いできないかというようなところで、お願いでき

る機関やツールを探していただいています。

例えば、各市町に少年センターがございまして、そういったところで支援を続けていただいているという例があります。

(佐々木委員)

多分そこでは情報を共有すると思うので、そこで本人同意と保護者同意ということになると思いますが、逆に言うと、本人同意や保護者同意が得られない児童生徒については、分からなくなってしまうという状況でしょうか。

(教育委員会事務局幼小中教育課)

はい。そうなります。

(佐々木委員)

どちらの方が多いのでしょうか。

(教育委員会事務局幼小中教育課)

しっかり数を把握というか調査をしているわけではありませんが、同意が得られず困っているという学校からの相談はありません。

実際の連携の数は調査をしているのですが、年々増えていますので、その分ではうまくいっているのではないかと思っています。

(佐々木委員)

心理的なケアが必要な被害の児童生徒は少なくないですが、そこに病院は入らず警察管轄の少年センターがということと言うと、心理的なケアが必要な児童生徒については、なかなか把握が難しいということでしょうか。

(教育委員会事務局幼小中教育課)

市町でもそれぞれ臨床心理士さん等がおられて、それぞれの課を超えて連携をされています。今、少年センターは警察ではなくて教育委員会が管轄しているところもあれば、県でいう子ども若者部のようなところが管轄しているところもあり、そういったところで、心理的なケアもしていただいていると聞いています。

(長谷川委員長)

今のところと少し近いかもしれませんが、もしかしたら私学の方に関わるかもしれませんが、今高校の通信制の数がもうここ10年でかなりの数になっており、文科省調査でも今30万人を超えて10人に1人が通信制というデータもあるなかで、県所在の通信制高校というのがあったとして、そういったところも対象にいろんな動きをされているのか、あるいはサポート校などの様々な形態がありますが、中退をして通信のほうに移って来られた子をどう引き継いでケアをするのかといったものが非常に包括的に考えうる

のかと思いますが、この点いかがでしょうか。

(子ども若者部子ども若者政策・私学振興課)

ありがとうございます。子ども若者政策・私学振興課の樋上です。

私立学校の方では、県内で所管している通信制というのが三つございまして、それ以外に例えば、N 高校さんなど、本部が沖縄県であるという通信制高校もあります。先ほどおっしゃっていただいた学習支援の施設のみが県内にあるという学校については、本県の方では所管できていない部分でございまして。

ただ、いわゆる狭域といまして、滋賀県と隣り合う 1 県程度の場合には、滋賀県としても所管しておりまして、その情報というのは、基本的には今の公立学校のように県としての依頼はしているところです。ただ、私立学校は建学の精神に基づいてのところがありますので、助言というか依頼というような形で留まっているところです。指導という形で強い権限を県の方が持っているわけではございません。実際に県内で公立から通信制の学校に転学するという生徒は何名かおりまして、かつて勤めていた県立学校においては、転学した生徒が頑張って卒業しましたというような報告を通信制高校から聞くことがありましたが、転学先の通信制でもドロップアウトしているところまでは、県立学校にいるときには押さえきれなかったのです。今現在の所属ではそれぞれの学校にお願いして、連携協定にもとづいて市町と繋いでいただいていると思っております。全てをこちらの方に報告いただいているわけではございません。

(長谷川委員長)

それでは、他いかがでしょうか。これまでの流れ、あるいは新たなところでも結構ですが、いかがでしょうか。

(佐々木委員)

文部科学省など国の方からいろいろと通知等が下りてくるというのは、例えば、いじめだったらいじめのルート、虐待だったら虐待のルートで下りてくるのですが、学校現場にいますと、そういうことは全部絡み合っていて、縦割りで対処していくことの不合理さは、学校の先生たちは実感されていることかなと思うのですが、これはいじめに限ることだけではなくて、全てにおいて学校現場の大きな課題が、まず一つの学校の中の校内での情報共有システムがほとんどない。校内における情報共有システムがないので、いじめに限らず虐待や貧困も含め、あるいは発達特性も含め、様々なことでどこかで情報が滞ってしまう状態になっているのではないかと思います。

まず、タイムラグなく対応するという意味では、いじめということに特化しないで、県下の全ての小中学校、高校を含め、今ちょうど ICT が使用できる環境にありますので、情報共有システムというものを県教委発信で整備していただきたいというのが切なる思いです。情報共有システムを整備していく上で、記録のあり方、学校の先生が教職課程で学ばない、5WIH というようなスキルをどのようにして、学校現場の先生方に当たり前のように使っていただくのかということと合わせた話になるのではないかと思います。

どのご説明を聞きながら思ったところです。現状、そこに対して何か支援をされているのかということがあれば教えてください。

それから、教職員向けのいじめの研修というところはもちろん絶対必要だと思うのですが、実際、自分がなんらかの形で関わったケースでは、校長先生の「いじめ」への理解が浅かったというとても残念な事実が出てくる場合が少なくありません。校長先生という非常に重要な立場に立つ前に、学校長として赴任する前に、校長先生という立場に必要な知識の、何らかの研修が必須なのではないかと思っており、これはいじめだけではなく、虐待の早期発見早期対応の通告についても、校長先生があまり法律をご存知ないといったこともあります。もちろん滋賀県では、虐待防止の研修が全国に先駆けて行われていることも存じ上げてはいますが、やはりこの間、世代が変わっていく中で、そこも含めて校長先生として赴任する前に必要な知識が得られるよう、何か仕組みなどがあれば、ぜひ教えていただきたいと思います。

三つ目ですが、マイスター制度というのも文科省から下りてきたということで、これもありがたいと思いつつながら、本来そのいじめマイスターというものがなくても、学校の中で適切に対応し、必要であれば関係機関と連携してという知識やスキルが求められていると思います。そのうえで注意しなければいけないのは、マイスターをどうやって上手に活用していくのかではなくて、そういう人を使って学校が力をつけていくということが本筋だと思うので、本末転倒にならないように気をつけていただきたいと思うのですが、そこに対して私の今の発言が間違っているのかどうか、ご指摘いただきたいと思います。

最後、四つ目は質問ではなくてお願いです。実は現場にいますと、特に小学校中学校の先生で多いのですが、生徒間トラブルという言い方で、その中にいじめの関係が埋没していることが度々あります。ですので、先生たちの中でトラブルという言い方についての注意喚起と、そのトラブルという言葉を使った報告が上がってきたときに、ぜひチェック機能をかけていただければいいなという思いがあります。

長くなりましたけれども、四つの件についてお伝えとお尋ねをしました。

(長谷川委員長)

私も最後マイスターの件を少しと思いましたが、ありがとうございました。

では、今いくつか質問がございましたが、お願いいたします。

(教育委員会事務局幼小中教育課)

はい。ありがとうございます。

まず一つ目のシステムのお話ですが、ご指摘いただいたその通りで、情報共有できるシステムになっていないのが現状です。

二つ目の校長になる前にということで、私いじめの担当なのでいじめに特化して言わせていただきますと、ここにも書かせていただいた研修ですが、教頭と生徒指導主任をまず対象にして3年間実施しました。この3年間で必ず一度受けてくださいという形で実施しました。

来年度以降、どうしていくかということも考えたのですが、出席いただいた先生方に聞くと、これはとても役立つし、このまま引き続き実施してほしいという教頭先生の声もあ

りましたので、来年度以降も引き続き実施していこうと考えております。

三つ目のマイスターに対するご指摘もその通りだと思います。ただ、おっしゃっていたように、必要であれば、関係機関連携なども必要ですが、これはマイスターの中でも話が出てきたのですが、どうしても学校の先生は、頑張りすぎるところもある。例えば高校だと高校3年間で何とかしなければならないと思うところがあり、卒業後のところまで目がいていないというところがある。むしろその卒業後まで考えてしっかり関係機関と繋いだりしてあげた方が、支援の幅も広がるということもあるので、マイスターの制度の中で、そういったノウハウといったものを学校に伝えて、学校がしっかり対応できるようにするというのが、目標の一つとなっております。

四つ目の生徒間トラブルというのは、まさしくその通りで、これもどういった事案がのちのち深刻化しやすいのかということ、やはり学校にしっかりと伝えて先生方に理解していただければならないなと思っております。

今、おっしゃったようなトラブルというか、例えば、「いじりあい」や「おごりあい」など、特に仲のいいグループでそういうことをしているというのが、結構のちのち深刻化するということがあるので、学校側としては、しっかり対応できていると思っているけれども、実はそういった深刻化する危険があるということの周知をしっかりと取り組んでいかなければならないなと思っております。

(佐々木委員)

教えていただいて、ありがとうございます。

できていないことに対する放置はできないと思います。例えば、最初の情報共有システムというのは、おそらく記録システムとセットなので、対応ができていないということに対して今後やはり何らかの対策をうっていただけたらという願いがあります。

それから、教頭先生と生徒指導の先生にはすごくいいと言っているということですが、最後の砦のところ、校長がうんと言ってくれないみたいな、学校代表は校長なので、学校長が教頭先生や生徒指導の先生の前向きな姿勢を後押しするような意識を持っていただきたい。これは一般の先生たちの願いでもあるのかと思いますので、そこに対しても何らかの県教委としての働きかけをしていただけたらなと思っております。

マイスターについては私の考えと一緒にくださったので、よかったと思うのですが、学校が文科省に成果と課題をあげていく時に、逆に成果だけではなくて課題を分析したものもあげていただきたいと思っています。マイスター制度で何が見えてきたのかというところをあげていただけると文科省のほうも参考になるのかと思いました。

トラブルについては、お願いしたのですが、やはりトラブルというカタカナ言葉を使っていく文化というのは一方であるので、そこについての注意喚起ということ、明確にしていけないと、現場の先生にはピンとこないということと、トラブルという言い方で何かを覆い隠してしまうみたいな無意識の文化みたいなこともあるのかと思うので、一番大事なのは、教員が1人で抱えることが、子どもに対する不利益を生じさせるという、学校の先生たちの意識改革ではないかと今お話を聞いていて思いました。

感想とお願いになりました。

(長谷川委員長)

ありがとうございます。

本当にまとめていただいたような感じはありますけれども、そろそろ時間になりましたので、まず、議事に関する件で何か最後にご指摘等がありましたらと思いますが、いかがでしょうか。

※ 意見なし (各委員)

(長谷川委員長)

それでは、議事1、議事2に関する質疑応答については、ここで終了とさせていただきます。

その他になりますけれども、他に何か報告あるいは審議等が必要なことがありましたら、委員の皆様からご提案いただきたいのですがいかがでしょうか。

※ 意見なし (各委員)

(長谷川委員長)

何か事務局の方から報告等がありましたらと思いますがよろしいでしょうか。

※ 事務局からの報告等はなし

(長谷川委員長)

非常に活発な議論と深い議論を、委員の先生方本当にありがとうございます。しっかり議論できたのではないかと思います。

いろんな要望を県の事務局や、あるいは現場の先生方をお願いしたいところがありますが、一方で、なかなか教員の先生方の環境をどのように解消していくのか、負担感を解消していくかというのは、私の教職の研究でも非常に関心があるところです。とはいえ社会全体が、しっかりと子ども、家庭、保護者に寄り添って、何とか、問題のある事例を解消していかないといけないと言いつつ、今日、学校卒業後のケアをどうやって社会として連携をとっていくかという非常に重要な視点もいただけたかと思います。

こういった委員会を通じて、現場あるいは社会のいじめに対する対応を進めていくことを我々も責任を持って対応ができればと思っております。

拙い進行ではございましたが、時間となりましたのでこれで終了とさせていただきます。ありがとうございます。

令和8年 4月 7日

滋賀県いじめ再調査委員会

委員長 長谷川 誠